

改正

令和3年3月30日規則第20号

伊予市港湾施設管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊予市港湾施設管理条例（平成17年条例第165号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第3条の規定により港湾施設を使用とする者は、あらかじめ様式第1号による許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可事項の表示)

第3条 野積場、上屋の使用許可を受けた者は、様式第2号による許可済みの表示をしなければならない。

(設備の許可)

第4条 条例第10条の規定による特別の設備を使用とするものは、様式第3号による許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

第5条 条例第5条の使用料の納付を怠った者又は条例第14条の損害賠償義務を履行しない者は、その納付又は履行が完了するまで港湾施設の使用を禁止することができる。

(火気取扱の禁止)

第6条 上屋内及びその周辺では、喫煙その他火気を取り扱ってはならない。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊予市港湾施設使用条例規則（昭和39年伊予市規則第2号）、伊予港上屋使用条例施行規則（昭和36年伊予市規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年3月30日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

伊予市港湾施設使用許可申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名(法人の場合その事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名)

下記のとおり使用したいので伊予市港湾管理条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

1 使用施設の種類 野積場・上屋・待合室用地

2 使用の場所

3 使用の目的

4 使用の面積 平方メートル

5 使用の期間 年 月 日から

日間

年 月 日まで

6 貨物の種類(上屋のみ)

7 使用料 円

様式第2号（第3条関係）

伊予市港湾施設使用許可済	
港湾施設の種 類	野積場 ・ 上屋 ・ 待合室用地
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 面 積	m ²
使用者住所氏名	
<p>上記のとおり許可する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">伊予市長 印</p>	

様式第3号（第4条関係）

伊予市港湾施設（上屋）設備（変更）許可申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名（法人の場合その事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

下記のとおり使用中の上屋内の設備（変更）をしたいので、関係書類を添付のうえ申請します。

記

- 1 使用の場所
- 2 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 3 設備の内容
- 4 工期（工事を要するとき。）
- 5 変更の事由